

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧表

頁	修正後	修正前	摘要
共-1-38	<p>1 - 1 - 5 4 下請人の県内優先活用</p> <p>1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。</p> <p>ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。</p>	<p>1 . 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定しなければならない。</p> <p>ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めるものとする。</p>	表現の変更